

第5章 学級・講座等への期待〔提言〕 (ま と め)

第5章 学級・講座等への期待 [提言] (まとめ)

1 公民館が行う学級・講座等の意義

(1) 地域住民の学習拠点としての公民館

公民館に最も期待されていることは「地域の学習拠点としての機能の発揮」である。第二次世界大戦直後の物心ともに疲弊していたなかで、「新日本建設ノ根底」となる「国民道義ノ昂揚ヲ図リ文化国民タルノ教養ヲ豊カニシ国民体力ノ増強ニカル」^{ツトム}ために（「社会教育ノ振興ニ関スル件」昭20.11.6. 文部省訓令）、「常時に町村民が打ち集まって談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める」施設として公民館は構想された（「公民館の設置運営について」昭和21.7.5. 文部次官通牒）。この公民館は同時に「郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関」であり、「青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある」（同上次官通牒）とされ、そこでは「大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互いに睦み合い導き合ってお互いを高めてゆく」ことが期待されたのである。

このような趣旨から、昭和24年に制定された社会教育法では、公民館は「市町村その他一定区域内の住民のための」公共の施設・機関であり、「実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業」を行うことによって、「住民の教養の向上、健康の推進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」（法第20条）とされたのである。その後の経済的発展や産業構造の変化等に伴ない各地域の生活基盤が整備されるなかで、さまざまな分野にさまざまな種類の公私の施設・機関・メディア等が設けられ、それらの施設等が副次的にしる教育的機能を有する場合も少なくはないという状況が見られるようになった。そのため、まれに各地にコミュニティセンターと称される施設や広範囲の地域を対象とした生涯学習センター等が設けられるなかで公民館の存在自体が問われるという状況も見られる。

しかし、さまざまな施設等が設けられ、多様なメディア等による学習機会が増加したからといって、地域住民の学習意欲が満たされ、地域住民の抱えている課題がすべて解消したわけではない。むしろ社会構造が複雑になることによって、新たな問題が生じ、地域の課題は増加してきているのが実態である。平成15年に告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」では、公民館は「地域の学習拠点としての機能」を発揮するために「多様な学習機会の提供に努める」とともに「学習情報の提供の充実に努める」（設置基準3条）ことをあらためて示している（3条）。

(2) 公民館における「学級・講座」

社会教育法では、公民館が行う事業として、①定期講座の開設、②討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等の開催、③図書、記録、模型、資料等の具備と利用の促進、④体育、レクリエーション等に関する集会の開催、⑤各種の団体、機関等の連絡、⑥住民の集会その他の公共的利用への施設の提供を示している（法第22条）。このように公民館の事業の第一に挙げられているのが「定期講座を開設すること」である。

社会教育においては一般に「一定の学習目的・目標の下に編成された学習プログラムに沿って、特定の場に人々が集合して複数回にわたって継続的に学習する形態」を「学級・講座」と言うが、「定期講座」は正に「学級・講座」に相当するものである。生涯学習社会は「国民の一人一人が、

その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」であり、成人にとっても、各人に必要とされる、あるいは自ら自発的に積極的に身に付けたいと思うようになった知識・技術等を継続して体系的に学習する機会が極めて重要な意味を持っている。

近年、教育的機能を有している事業がいろいろな所でさまざまな形態で行われるようになった。趣味や教養のような「生活の充実感を高めるため広く文化一般についての理解を深めるため」の学習は、各種のカルチャーセンター等において、また、IT社会に対応する情報通信技術を活用したeラーニングによってできるようになり、職業的能力の養成のような「特定の専門領域（職業）の技能を高めるため」の教育・訓練も、企業（事業所）内においてのみならず、各種の職業訓練所や専修学校等において、さらにeラーニング等によって、これまで以上に盛んに行われるようになってきている。

しかし、趣味や職業に関わる学習機会が増大し充実したからといって、人々の抱えている課題に対応した学習がすべて行われるようになったわけではない。産業・経済の急激な変化のなかで、それぞれの地域は「まちづくりや地域の文化の継承・創造、自然環境の保全、地域に根ざした経済活動の活性化の促進、介護・福祉、男女共同参画等の現代の切実な地域の課題」を抱えている。これからの社会教育は、単に個々人の「趣味・教養」を充足させるだけのものに止まらず、「社会を構成する国民として社会に主体的に参加・参画することにより、新しい『公共』を形成するという視点により社会をつくり、社会の活性化を図る」ことを目的とした学習をより一層重視する必要があることが認識されてきている。新しいコミュニティ形成のための教育・学習が求められているのであり、地域住民の学習拠点としての公民館にとっては、このための「学級・講座」こそが重要な意味を持つということができる。

(3) 「地域づくり・まちづくり」のための学習

「学級・講座」は必然的に集団での継続的な学習であり、そのことによって「相互学習の効果や学習の発展、自主的な学習意欲や能力の啓発、自主的な学習団体への発展、学習成果を生かしたボランティア活動への発展等」が期待できる。公民館における「学級・講座」は、「趣味・教養」や「レクリエーション・健康づくり・食育」のための学習であっても、同じ地域の人々が集まって行う学習であり、お互いに共に学び、仲間として学び合うことによって相互理解・人間関係を深めることができる。日常生活での近隣の人々の関わりが疎遠になっている状況においては、そのこと自体が地域づくりの重要な契機になっていることを見落としてはならない。

ただ、公民館が「地域づくり活動の拠点」であるためには、地域住民のなかに、自分たちが住み生活しているこの地域、このコミュニティを築いているのは、他ならぬ自分達自身であるという自覚が根底に無ければならない。現代的課題といわれるさまざまな問題への取り組みも、その地域とそこで一緒に生活している人々に対する愛情を育てることを抜きにしては実りあるものにはならないといえよう。

(角 替 弘 志)

2 学級・講座等への地域住民の関わり

(1) 公民館と地域住民

公民館は、我が国における地域で展開される社会教育の拠点的な施設である。したがって、公民館は地域住民との関わりの中で存在し、地域住民との関係なくしては存在し得ないはずである。しかし、「公民館と地域住民」というようなテーマ設定ができるのは、両者の関係が、そんなに密ではないという事実による、ということなのであろう。実際、公民館の、(あるいは、公民館を中心にした社会教育の)活動・事業に参加している住民は、地域住民の数割であるというようなことが、関係者のあいだでずっと言われてきているという状況もある。

活動・事業への地域住民の参加は、公民館が主体となった活動・事業へ地域住民が「対象者」「利用者」として存在しているという状況から、地域住民がむしろ公民館の活動・事業の主体となるという状況まで、多様に考えられるし、現実には多様な様式が個別の公民館において存在もしている。そのどれが理想であるというようなことにはならないだろうし、個々の公民館の役割・ミッションによって異なるのであろう。ここでは、いくつかの観点から、公民館の学級・講座への地域住民の関わりについて検討し、その課題などに触れてみよう。

(2) 学級・講座への関わりの様式

公民館の学級・講座への地域住民の関わりは、いくつかパターン化できるであろう。試みに、次のように5つに分けて考えてみよう。

第1は、すでに挙げたように、公民館の主催事業への参加者・利用者としての関わりである。第2は、事業への参加者・利用者として関わりつつ、学級・講座についての意見を述べる機会を公民館側から、たとえば利用者懇談会などの形で与えられている場合である。第3は、公民館運営審議会のような制度的に保障された意見を表明できる機会における活動である。この場合には、個別の学級・講座というより、公民館の事業全体についての目配りが求められるのだろう。第4は、ボランティアとして、公民館の学級・講座に関わるということであり、第5には、非常勤職員として学級・講座を運営する側に回る、ということである。

ここでは、第1から第3の場合が、いわば利用者としての関わり、第5の場合を、運営の側としての関わり、第4の場合を、その中間的な関わりというように考えてみたが、第4・第5の場合も、いわば、広義の公民館の利用者として捉えるということも可能なのであろう。これまでは、公民館と地域住民との関わりは、主として第1から第3の場合について意識され検討されてきたといえるだろう。もちろんそれも重要なことではあるが、ボランティア活動の場として公民館を利用し、非常勤職員として活動する場として公民館を利用する、そこでの活動を通して学習がなされる、というように考えることも可能なのであろう。そのように考えると、公民館のあり方についても、これまでとは別な観点から検討する必要があるということになるのかもしれない。

(3) 調査に見るボランティア活動

今回の調査では、[公民館調査票]において、ボランティア(「公民館の事業等(施設管理・維持等も含む)に関わるボランティア)」についての質問が置かれた。

ボランティアを「受け入れている」公民館は約32%、「受け入っていない」公民館は約65%という結果である。ボランティアの主な属性は、「退職者あるいは高齢者」約30%、「特定の団体のメンバ

一」約22%、「家事専業者」約16%、ボランティアの活動内容は、「職員とボランティアの共同」約49%、「公民館職員」約29%、「ボランティア」約17%、であった。

この数字自体は、他の社会教育施設との比較の上で意味が出てくるものであるが、今回の調査では、市立の方が町村立より「受け入れている」割合が高いこと、活動内容を「職員とボランティアが共同」で考えている公民館は、市立で多いことなどからは、公民館の職員配置などを基礎とした充実度が、ボランティア活動の支援に関連するものであることを示唆しているのであろう。ボランティア活動は、その活動によって公民館が「安上がり」・「行政責任を放棄」する形でサービスを切り捨てて運営されるということにつながるということなのではなく、むしろ、公民館の、これまで以上の充実した、ボランティア活動の場を提供するという形の事業なのだという位置づけもなされるのであろう。ボランティアを受け入れている公民館は、むしろ、充実した活動を行っている公民館なのであろう。

また、今回のデータでは、ボランティアを受け入れている公民館と、たとえば、現代的課題、市民意識などの分野の学級・講座の実施との関連は高いように見受けられる。このことも、前述の通り、充実した条件の整備が、ボランティアの受け入れにも、今日要請される学習課題の設定にも関連しているのだ、ということであろう。

(4) ボランティア等の存在の意味

調査の結果からも示唆されるとおり、活動が充実している公民館はボランティア活動を受け入れている公民館と重なるようである。このことは、ボランティア活動が単に公民館経営を補完する活動ということではない、積極的な意味も持つことを示しているようにも考えられる。

制度的には多様であるが、現在、学級・講座に関わる非常勤職員を配置している公民館も少なからず存在している。これらの非常勤職員は、その近接した地域の住民がその任にあたっているという場合には、地域住民の公民館との関わりの一類型であることは前述した。

ボランティアはずっとボランティアである、というわけでもなく、非常勤職員はずっと非常勤職員のままであるというわけではない。その活動で培った力が、地域住民としての生活の中で生きてくるとしたら、学習者・利用者としてのボランティア・非常勤職員というような考え方も可能なのかもしれない。そのような視点も取り入れて、公民館の活動を検討しなおしてもいいのだろう。

(鈴木 眞 理)

3 学級・講座等の自己点検及び自己評価

ここでは、本調査研究で行った公民館を対象に調査の結果などをもとにして公民館の自己点検及び自己評価（以下、「自己点検・評価」とする。）の全国の実施状況を概観するとともに、それらを通じて今後の公民館事業の自己点検・評価の課題と方向を考えてみたい。

（1）公民館事業の自己点検・評価の現状

本調査研究における公民館調査によると、平成17年度に個別の学級・講座の自己点検・評価を行っている公民館は全体の24.5%、事業全体を総括して自己点検・評価を行っている館も18.8%であった。それに対して、17年度に自己点検・評価を実施しなかった公民館は約半数にのぼり、その主な理由は「自己点検・評価の方法がわからない」（41.8%）、「自己点検・評価以外の業務が多忙なため」（31.6%）、「自己点検・評価する意義や必要性が感じられない」（18.3%）であった。

そこで、さらに自己点検・評価を実施する公民館と実施しない公民館にはそれぞれどのような特徴がみられるかについて調査結果を探ったところ、公民館事業の自己点検・評価の実施状況には次のような特徴がみられた。

- ① 市部の公民館の方が町村の公民館よりも自己点検・評価を実施している。
- ② 学級・講座等の事業数が多いと、比較的、自己点検・評価が行われている傾向がある。
- ③ 職員が少ないと自己点検・評価の実施の割合は低いが、職員が5名を越えると実施の割合は横ばいになる。
- ④ ボランティアの受入れを行なっている公民館は、受入れをしていない公民館よりも自己点検・評価を実施している。

限られた分析結果ではあるがこのような特徴からいえることは、学級・講座等の自己点検・評価の実施の有無に関連があると思われるのは、職員数や事業数などにみられる公民館の規模、公民館職員や管理運営者の施設経営に対する意識ではないだろうか。

まず前者については、市部の公民館の職員数の平均が3.5人であるのに対して、町は2.8人、村は2.4人であるので、職員数が比較的多い市部の公民館では事業数も多くなっている。そのような公民館の体制整備や学習支援の体制に関わることが自己点検・評価の実施の有無に関連があるということである。このことに関しては、これまで自己点検・評価を実施しない理由の1つとして職員の多忙さがいわれてきた。職員数が少ないことによる忙しさによって自己点検・評価に手が回らないというものである。調査結果は、ある意味、このことを反映しているといえるが、その一方で、職員数が多くても必ずしも自己点検・評価の実施率が上がらないことも本調査では示された。学級・講座等の自己点検・評価と職員の間連については、量的な問題だけではなく質的な問題からのアプローチも必要であろう。

後者の公民館の外部の個人や組織の受入れ体制に関しては、ボランティアの協力を得ることで直接的には公民館職員に自己点検・評価のための時間的な余裕が生じることが考えられるが、それよりもボランティアを受入れようという意識の高さや積極性があるのではないかと思う。

（2）学級・講座等の自己点検・評価の課題

学級・講座等の自己点検・評価の実施の有無に関しての検討を行ってきたが、これまでに示し

てきたことは公民館そのものに関わることであった。公民館の体制整備や公民館職員、管理運営者の意識が自己点検・評価の実施の有無に関連しているということである。しかし、自己点検・評価を実施しない最大の理由は、「自己点検・評価の方法がわからない」である。たとえ公民館の体制や職員の意識が高くても、自己点検・評価の方法がわからないとすれば自己点検・評価を実施することは難しい。したがって、今後、学級・講座等の自己点検・評価の実施を促進するためには、その方法の開発を進めていくことが必要である。これまでも自己点検・評価の方法はいくつか示されているが⁽¹⁾、そのような場合はそれをより活用しやすいようにしていくことも必要である。

公民館事業の自己点検・評価の開発は研究開発を専門とする人が行なうだけでなく、公民館の実践の中で産み出されるものでもある。前章で示している福井市啓蒙公民館の事例はまさにそのような取り組みである。また、ここで考えているのは自己点検・評価の方法であるので、他で用いられている項目や視点、質問方法などをそのまま活用するだけでなく、個々の公民館のよさを捉えることのできる独自の自己点検・評価の方法を考案していくことも必要であろう。

(原 義 彦)

注

- (1) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『社会教育事業の評価指標に関する調査研究報告書』、平成17年、井内慶次郎監修、山本恒夫、浅井経子、権廣行編『生涯学習 [自己点検・評価] ハンドブック』、文憲堂、平成16年、等がある。

4 まとめ～学級・講座を通じた公民館の活性化

最近、テレビのニュースなどで公民館の名前が時々見聞きされるようになった。ローカルニュースならいざ知らず、全国放送で公民館が取り上げられるようになったのは、極く最近のこのように思われる。それは、公民館が人々の身近な、生活上欠かすことの出来ない施設として位置付き始めた証左とも言えよう。それまでには長い年月を要した。昭和21年7月の文部次官通牒によって公民館が誕生してから、半世紀以上にわたる公民館関係者の獅子奮迅の努力が、ようやくここに来て社会から認められ始めたと言えよう。

それではこれで公民館は磐石かと言えば、必ずしも磐石な基盤を築き、地域の中で揺るぎない位置づけを得たとは思われない。なぜなら、全国に1万6千館程あるといわれる公民館の中で、社会教育法第22条で規定されている「公民館の事業」をきちんと行なっている施設はどれほどあるのだろうか。あるいは、平成15年6月に改正告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」で規定されている様々な活動、例えば、「地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮」「奉仕活動・体験活動の推進」「学校、家庭及び地域社会との連携等」など、社会の変容に対応すべく新たに加えられたこれらの事業に真摯に取り組んでいる施設はいか程あるのだろうか。これらの課題に答えている公民館はまだ少数派であろう。それが多数派になった時、つまり全国の多くの公民館で人々の要望に積極的に応える事業が活発に展開されるようになった時、公民館は地域の中で磐石の地位を獲得したと言えるのであろう。

中でも、公民館にはその設立当初から今日に至るまで、最も人々に期待されてきたことは学習活動であろう。とりわけ、昭和40（1965）年のポール・ラングランによる生涯教育の提唱以降、それがわが国においては生涯学習という名称に普遍化したとは言え、わが国における重要な教育政策として具体化されてきたのは、多くの関係者が承知している通りである。その生涯学習の中核となる施設こそ公民館であると、自他共に認めながら今日に及んでいる。

それでは、公民館は地域における生涯学習のセンターとして、人々の要求に応じてきたのであろうか。それを知るべく様々な機関、研究者などが調査研究を行なっている。本実態調査もその一環ということになる。ただ、本調査が他機関等が行なうものと相違しているのは、過去平成14年度にも同種の調査研究を行ない、今回のそれと比較して考察出来ることであろう。社会教育実践研究センターが、公民館における学級・講座等に関する実態調査を二度にわたって実施しているのは画期的なことであり、そこでの学習活動を極めて重視していると見ることができる。

それだけに、公民館における学習活動を充実、発展させて、施設の活性化を図ることは重要である。そこで、その方途などを今回の実態調査から読み取り、与えられた紙数の中でいくつかを指摘してみたい。

- (1) これは、学習活動の前提になることであるが、最近の風潮の一つとして、行政改革という美名の下に、公民館を他のハコモノと同一視し、整理統合する市町村が目立つような傾向にある。言わずもがなのことであるが、公民館は単なる集会施設ではない。地域における人づくりの拠点である。それを整理縮小するのは、人づくりを放棄したも同然であろう。どんな集団でもそれを放棄、軽視して発展した組織は皆無と言ってよい。とりわけ、市町村の理事者には、このことをよくご理解いただきたいものである。「米百俵」の精神は、今や学校ばかりではなく社会教育施設にも及ぶことと肝に銘じて欲しいものである。
- (2) 町村立公民館における学習活動の充実を図る必要がある。分野別事業数見ると、「家庭教育・家庭

生活」「現代的課題」など、どの分野においても市に比べ町村における学習活動が見劣りしている傾向にある。その原因は、地域住民の学習意欲が乏しいためか、あるいは公民館の企画力に問題があるのか、はたまた予算が少ないため魅力ある学習プログラムを立案できないためなのか、よく判らないが、その要因を究明し対応策を考える必要がある。

- (3) 上記(2)の問題を解決する一つの方策として、大学、研究機関などと連携して、高度化する人々の学習欲求に応え得る魅力ある学習内容を提供するよう心がけるべきであろう。今なお、公民館の学習プログラムは、安かろう悪かろうの印象を払拭できない面がある。少々高額な受講料を払っても、魅力ある学習内容であれば、多くの参加者を集めている公民館も少なくない。また、他機関と連携協力することによって、企画力はこれまで以上に高まり、人々の学習意欲を刺激することが出来る。

本報告書第4章に掲載の石川県野々市町中央公民館の事例は、その意味で大変参考になろう。

- (4) 公民館における学習活動で最も重視しなければならないのは、実際生活に即した学習プログラムを提供することであろう。その典型的な内容は、本調査に即していえば「職業知識・技術」の分野である。ところが、これを実施している公民館は、前回の調査よりも減少している。難しいことは判るが、この面の学習活動から逃げては、一部の人だけのための公民館から脱皮できないように思われる。企業など第一線で働いている人たちが、そのスキルアップのために公民館に足を運ぶようにするためには、どのような内容のプログラムを提供すればよいのか、真剣に考えるべきであろう。
- (5) 公民館で学習しても、その成果を活かす機会がなければ、学習意欲は高まらず、学習の継続性にも繋がらないかも知れない。つまり、学習計画を立案、実施する労力と同等のものを、活動の場の開発や情報の提供などに努めるべきであろう。学び、それを活かし、また学ぶという循環を通して、自らの学習の励みになるばかりではなく、様々なリーダーが養成され、ひいては地域の活性化に貢献することにもなる。

(加 藤 雅 晴)